

豊川市監査公表第13号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年8月25日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

別 紙

定例監査の結果に基づく措置通知書（会計課）

監査実施期間 平成27年1月19日から

豊川市監査公表第61号分

平成27年2月26日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 会計課窓口における公金収納事務を、分任出納員以外の職員が取扱っているため、責任の所在を明確にするため、その事務を取扱う全ての職員を分任出納員に任命するとともに、個別の領収印の配備について検討されたい。</p>	<p>1 会計課は地方自治法第171条第5項の規定に基づき、規則に定めて設置した会計管理者の補助組織であります。今回、ご指摘のありました会計課窓口における公金収納事務について、会計課に従事する職員（再任用を含む）は、会計管理者の権限に属する事務処理を担っており、分任出納員の任命については必要ないものと判断しております。</p> <p>ただし、事故や不正を防止するため、公金を取り扱った職員を特定することで責任の所在を明確化する体制は必要でありますので、領収印の横に取扱者の認印を押すように改善をし、公金の適正な取り扱いを行うようにします。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年6月25日現在のものである。